

令和元年12月20日
山梨県消防学校

消防職員特別教育

玉掛業務従事者安全衛生教育を実施しました

本校では、消防職員で玉掛け業務に従事する有資格者(前回の技能講習を修了後、概ね5年を経過した者)を対象に、労働安全衛生法第60条2第2項の規定に基づく教育訓練を実施しました。

- 1 期 間
令和元年12月17日
- 2 場 所
山梨県中央市今福1029番地1
山梨県消防学校
- 3 内 容
 - (1) 最近の玉掛け用具等の特徴
 - (2) 災害事例研究及び関係法令
 - (3) 玉掛け用具等の取扱いと保守管理
- 4 修了者
9消防本部17名



入 校 式



座 学



実 技



実 技



実 技



修 了 式